

# 一、本会議の審議概要

○昭和五十八年十二月二十六日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員藤田栄君、同下村泰君を議院に紹介した。

休憩 午前十時二分

再開 午後三時三十一分

日程第二 会期の件

右の件は、全会一致をもって百五十日間とすることに決した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その

備

考

対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

### 日程第三 内閣総理大臣の指名

右の件は、記名投票の結果（投票総数二三八、過半数二二〇）、衆議院議員中曾根康弘君が一三一票をもつて指名された。

### 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山千夏君、裁判官訴追委員予備員山田耕三郎君の辞任を許可することに決した。

### 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に星長治君、裁判官訴追委員予備員に杉元恒雄君、検察官適格審査会委員予備員に秋山長造君を指名した。なお、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、星長治君を第二順位とし、第二順位の白木義一郎君を第三順位に、第三順位の佐藤昭夫君を第四順位とし、また、裁判官訴追委員予備

員の職務を行う順序は、杉元恒雄君を第三順位とし、第三順位の藤原房雄君を第四順位に、第四順位の抜山映子君を第五順位とした。

散会 午後四時二分

○昭和五十八年十二月二十八日 水曜日

開会 午後三時十一分

日程第一 北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

日程第二 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴ

ィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件 (衆議院送付)

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

散会 午後三時十五分

○昭和五十九年二月六日 月曜日

開会 午後三時六分

前議員郡祐一君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

国土審議会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国土審議会委員に亀井久興君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に林道君、北海道開発審議会委員に岩本政光君を指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、安倍外務大臣は外交に関し、竹下大蔵大臣は財政に関し、河本国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時四十七分

○昭和五十九年二月九日 木曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

八百板正君、中山太郎君は、それぞれ質疑をした。

二・六 開会式

(衆議院)

二・六 国務大臣の演説

八、九 演説に対する質疑

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時二十六分

○昭和五十九年二月十日 金曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央更生保護審査会委員に貞閑晴君、電波監理審議会委員に前田陽一君を任命したことを承認又は同意することに決し、日本銀行政策委員会委員に村上素男君、社会保険審査会委員長に加藤信太郎君、同委員に新津博典君、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君、伊東光晴君を任命することに同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第三日）

二宮文造君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時五十九分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、三治重信君、志苦裕君、丸谷金保君、伏見康治君、前島英三郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第二 昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨

時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。  
散会 午後四時二十六分

○昭和五十九年二月二十四日 金曜日

開会 午後一時三十一分

日程第一 永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員徳永正利君を院議をもつて表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員徳永正利君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

藤田正明君は、祝辞を述べた。

徳永正利君は、謝辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に内海倫君を任命することに同意することに決した。

昭和五十八年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十八年度特別会計補正予算（特第1号）

右の両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

（衆議院議決）

二・二二

昭和五十八年度一般会計補

正予算（第1号）、昭和五

十八年度特別会計補正予算

（特第1号）

日程第二 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後二時十一分

○昭和五十九年三月九日 金曜日

開会 午前十時三十一分

日程第一 法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

右は、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、竹田四郎君、塩出啓典君、吉川春子君、抜山映子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時二十五分

○昭和五十九年三月二十三日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和五十九年度地方財政計画について）

日程第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

律案（趣旨説明）

右は、田川自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、稲村稔夫君、中野明君がそれぞれ質疑をした。

日程第三 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、

物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、丸谷金保君、鈴木一弘君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時二十二分

○昭和五十九年三月三十日 金曜日

開会 午後二時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に内海倫君を任命することに同意することに決した。

（衆議院議決）

三・二七 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

物品税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

石油税法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

昭和五十九年度一般会計暫定予算

昭和五十九年度特別会計暫定予算

昭和五十九年度政府関係機関暫定予算

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

三・二九



日程第一 昭和五十九年度一般会計暫定予算

日程第二 昭和五十九年度特別会計暫定予算

日程第三 昭和五十九年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後二時九分

○昭和五十九年三月三十一日 土曜日

開会 午後六時二分

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）  
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第一乃至第三の議案に対する討論の後、可決された。

散会 午後六時三十六分

○昭和五十九年四月十日 火曜日

開会 午後五時十一分

昭和五十九年度一般会計予算

昭和五十九年度特別会計予算

昭和五十九年度政府関係機関予算

昭和五十九年度一般会計予算

昭和五十九年度特別会計予算

昭和五十九年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

二・二三、二四 公聴会

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三二、反対一〇三にて可決された。

日程第一 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第三 石油税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第一及び第二は委員長報告のとおり修正議決、日程第三は可決された。

日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後七時十三分

○昭和五十九年四月二十日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

三・一〇、一二 分科会

三・一三 可決

(衆議院本会議)

三・一三 可決

(参議院予算委員会)

三・一、二 委員派遣 (広島・大分・

秋田地方公聴会)

三・二四 集中審議 (経済・財政・

金融・教育)

二六 " (婦人・社会保障)

二七 " (外交・防衛)

三・二九 公聴会

四・六、七、九 委嘱審査

四・一〇 可決

(参議院本会議)

四・一〇 可決

(衆議院議決)

四・一九 割賦販売法の一部を改正す

る法律案 (閣法第五七号)

(修正)

日程第三 国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第五 航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の五件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第六 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 機械類信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第六は可決、日程第七及び第八は全会一致をもつて可決された。

日程第九 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九は

可決、日程第一〇は全会一致をもつて可決された。

日程第一一 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一三 株券等の保管及び振替に関する法律案（内閣提出）

日程第一四 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一五 特許特別会計法案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一三及び第一四は可決、日程第一五は全会一致をもつて可決された。

日程第一六 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一七 公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時三十四分

○昭和五十九年四月二十七日 金曜日

開会 午前十時二分

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に中尾辰義君、同予備委員に大谷操君を指名した。

日程第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第四 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

（衆議院議決）

四・二五 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

日程第五 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第八 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 国有林野法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第十一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一〇に対する討論の後、日程第八は全会一致をもつて可決、日程第九乃至第十一は可決された。

散会 午前十時三十八分

○昭和五十九年五月九日 水曜日

開会 午後零時二分

日程第一 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び

条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、赤桐操君、多田省吾君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後一時七分

○昭和五十九年五月十一日 金曜日

開会 午前十時一分

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、岩動国務大臣から趣旨説明があつた後、梶原敬義君が質疑をした。

関西国際空港株式会社法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、細田運輸大臣から趣旨説明があつた後、瀬谷英行君が質疑をした。

（衆議院議決）

五・八 昭和五十九年度の財政運営

に必要な財源の確保を図る

ための特別措置等に関する

法律案（閣法第三号）（修正）

五・一〇 日本原子力研究所法の一部

を改正する法律案（閣法第

五五号）

関西国際空港株式会社法案

（閣法第三五号）



日程第一 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件  
(衆議院送付)

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 地力増進法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十一時三十六分

(衆議院議決)

五・一七 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

(修正)

○昭和五十九年五月十八日 金曜日

開会 午前十一時二分

雇用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、坂本労働大臣から趣旨説明があつた後、糸久八重子君、中西珠子君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第五 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 六 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第 七 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 八 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会職員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の四案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第一乃至第三の議案は可決、第四の議案は全会一致をもつて可決された。

参議院事務局職員の定員に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもつて可決した。

散会 午後零時四十分

○昭和五十九年六月十五日 金曜日

開会 午後一時三十三分

元議員松澤兼人君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）

右の件は、中曽根内閣総理大臣から報告があつた。

国務大臣の報告に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後一時五十分

○昭和五十九年六月十八日 月曜日

開会 午前十時三十一分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）（第二日）

河本嘉久蔵君、対馬孝且君、和田教美君、小笠原貞子君、関嘉彦君は、それぞれ質疑をした。

日程第二 湖沼水質保全特別措置法案（趣旨説明）

右は、上田国務大臣から趣旨説明があつた後、菅野久光君が質疑をした。

散会 午後二時一分

五・二三 衆議院会期延長議決（七十

七日間）

六・六一一三 内閣総理大臣の海外出

張（第十回主要国首脳会議）

（衆議院議決）

六・一五 湖沼水質保全特別措置法案

（閣法第四八号）

（衆議院）

六・一五 内閣総理大臣の帰国報告

一八 同質疑

○昭和五十九年六月二十七日 水曜日

開会 午前十時六分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公害等調整委員会委員長に大塚正夫君、同委員に三ツ木正次君、土地鑑定委員会委員に青木茂男君、淺村廉君、幾代通君、大神三千雄君、久保田誠三君、中村友治君、松尾英男君、中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君、漁港審議会委員に岡部保君、神尾徹生君、倉武二君、戀塚新吾君、下門律善君、松田廣一君、宮原九一君、矢野照重君、横山信立君を任命することに同意することに決した。

日程第一 國務大臣の報告に関する件（昭和五十七年度決算の概要について）

右の件は、竹下大蔵大臣から報告があつた後、久保田真苗君、服部信吾君がそれぞれ質疑をした。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、細田運輸大臣から趣旨説明があつた後、目黒今朝次郎君が質疑をした。

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

2）（衆議院送付）

日程第四 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

（衆議院議決）

六・二六 港湾運送事業法の一部を改

正する法律案（閣法第七〇

号）

2) (衆議院送付)

日程第五 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(衆議院送付)

日程第六 昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(衆議院送付)

日程第七 昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(衆議院送付)

日程第八 昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(衆議院送付)

日程第九 昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(衆議院送付)

日程第一〇 昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

右の八件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三乃至第九は承諾することに決し、日程第一〇は全会一致をもつて委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第十一 関西国際空港株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第十二 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可

決された。

散会 午後零時二十五分

○昭和五十九年七月六日 金曜日

開会 午前十一時七分

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、吉川春子君を指名した。

日本育英会法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、森文部大臣から趣旨説明があつた後、粕谷照美君、高木健太郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

（衆議院議決）

七・六 日本育英会法案（閣法第二

五号）（修正）

風俗営業等取締法の一部を

改正する法律案（閣法第八

一号）（修正）

日程第 四 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後零時十一分

○昭和五十九年七月十一日 水曜日

開会 午前十時一分

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、田川国務大臣から趣旨説明があつた後、志苦裕君、原田立君がそれぞれ質疑をした。

日程第 一 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書

日程第 二 昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 三 昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第二及び第三は委員長報告のとおり異議がないと決した。



散会 午前十一時二十七分

○昭和五十九年七月十三日 金曜日

開会 午前十時二分

臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、森文部大臣、本院議員久保巨君から順次趣旨説明があつた後、田沢智治君、小野明君、太田淳夫君、吉川春子君、田渕哲也君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）  
右の議案は、衆議院の修正に同意することに決した。

日程第二 日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 港湾運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

（衆議院議決）

七・一二 臨時教育審議会設置法案

（閣法第四七号）（修正）

七・一三 健康保険法等の一部を改正する法律案（修正）

散会 午後零時四十四分

○昭和五十九年七月十六日 月曜日

開会 午後一時二分

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、渡部厚生大臣から趣旨説明があつた後、浜本万三君、高桑栄松君、安武洋子君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後三時三十一分

○昭和五十九年七月二十日 金曜日

開会 午前十時十六分

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、鈴木和美君、藤原房雄君、近藤忠孝君、山田勇君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

（衆議院議決）

七・一七 たばこ事業法案（閣法第七四号）

日本たばこ産業株式会社法案（閣法第七五号）

塩専売法案（閣法第七六号）

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七七号）

たばこ消費税法案（閣法第七八号）

（衆議院議決）

七・二〇 日本電信電話株式会社法案

（閣法第七二号）（修正）

電気通信事業法案（閣法第七三号）

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第八〇号）（修正）

日程第二 湖沼水質保全特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

米の需給安定に関する決議案（遠藤要君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、可決された。

山村農林水産大臣は、右の決議について所信を述べた。

散会 午後零時二十九分

○昭和五十九年七月二十五日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法

及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説

明）

右は、奥田郵政大臣から趣旨説明があつた後、片山甚市君、服部信吾君、佐藤昭夫君、

中村鋭一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時五十九分

（衆議院議決）

七・二七 雇用の分野における男女の

均等な機会及び待遇の確保

を促進するための労働省関

係法律の整備等に関する法

律案（閣法第八三号）（修正）

○昭和五十九年八月一日 水曜日

開会 午前十時二分

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、検察官適格審査会委員に安孫子藤吉君、同予備委員に杉山令肇君を指名した。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、坂本労働大臣から趣旨説明があつた後、久保田真苗君、中西珠子君、山中郁子君、抜山映子君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本育英会法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。  
散会 午後零時十一分

○昭和五十九年八月三日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内

閣提出、衆議院送付)

- 日程第三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(国鉄労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(国鉄動力車労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(全国鉄施設労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(鉄道労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(衆議院送付)
- 日程第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(全国電気通信労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(日本電信電話労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件(全専売労働組合関係)(衆議院送付)
- 日程第一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件（全通信労働組合関係）（衆議院送付）

日程第二三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全日本郵政労働組合関係）（衆議院送付）

日程第一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処  
遇を受ける常用作業員を含む。）」（衆議院送付）

日程第一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処  
遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（衆議院送付）

日程第一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の  
処遇を受ける常用作業員を含む。）」（衆議院送付）

日程第一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の  
処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（衆議院送付）

日程第一八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全印刷局労働組合関係）（衆議院送付）

日程第一九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全造幣労働組合関係）（衆議院送付）

右の十八件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程

第二は可決、日程第三乃至第一九は全会一致をもって委員長報告（公共企業体等労働委員会）の裁定のとおり実施することを承認）のとおり決した。

日程第二〇 たばこ事業法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二一 日本たばこ産業株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二二 塩専売法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二三 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二四 たばこ消費税法案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十時二十七分

○昭和五十九年八月六日 月曜日

開会 午後四時三十一分

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後五時十五分

○昭和五十九年八月七日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 臨時教育審議会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十時四十四分

○昭和五十九年八月八日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 社会福祉・医療事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

八・七 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）（同意）

（衆議院議決）



日程第 五 保健所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は全会一致をもつて可決、日程第四は委員長報告のとおり修正議決、日程第五は可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査特別委員長から報告があつた。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長から報告があつた。

休憩 午前十時二十七分

再開 午後四時四十九分

日程第六乃至第六四の請願

北方領土返還促進に関する請願外百六十二件の請願

右の請願は、外務委員長外十一委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、集団代表訴訟に関する法律案（参第六号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第一〇号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第一七号）

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（参第一一号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第一六号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、公衆浴場法の一部を改正する法律案（参第二号）

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第八三号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

#### 農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

#### 商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

#### 運輸委員会

一、船員法の一部を改正する法律案（閣法第八四号）

一、運輸事情等に関する調査

#### 逓信委員会

一、日本電信電話株式会社法案（閣法第七二号）

一、電気通信事業法案（閣法第七三号）

一、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第八〇号）

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

#### 建設委員会

一、都市緑化促進法案（参第九号）

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、

昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決

算書

一、昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、海洋開発基本法案（参第七号）

一、海洋開発委員会設置法案（参第八号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査  
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査  
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

常任委員長辞任の件

右の件は、内閣委員長高平公友君、地方行政委員長大河原太一郎君、外務委員長後藤正夫君、大蔵委員長伊江朝雄君、文教委員長長谷川信君、社会労働委員長石本茂君、農林水産委員長谷川寛三君、商工委員長齋藤栄三郎君、通信委員長大木正吾君、建設委員長青木新次君、予算委員長西村尚治君、決算委員長安恒良一君、懲罰委員長小林国司君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、内閣委員長に大島友治君、地方行政委員長に金丸三郎君、外務委員長に平井卓志君、大蔵委員長に藤井裕久君、文教委員長に真鍋賢二君、社会労働委員長に遠藤政夫君、農林水

産委員長に北修二君、商工委員長に降矢敬義君、逓信委員長に松前達郎君、建設委員長に本岡昭次君、予算委員長に長田裕二君、決算委員長に佐藤三吾君、懲罰委員長に志村愛子君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。  
散会 午後四時五十七分